

# I 健康増進啓発普及事業

## 1、健康づくり啓発情報紙「健康日本」の発行

### (1) 「健康日本」

- イ) 「健康日本」32頁の内カラーページ4頁。2色刷り8頁編集の継続
- ロ) 表紙のイメージ
  - ・食と運動と人、コミュニケーション（テーマ）
  - ・カラーページの有効活用（健康レシピ等）
- ハ) 執筆者、監修者の著名人等の活用
- ニ) 編集関係費、印刷関係費は据え置き

### (2) 発行部数の安定と収入改善

- イ) 会員購入の安定
- ロ) 支部配布数の安定化
- ハ) 提携記事による団体等のノベルティ利用

### (3) 送経費等の見直し

- イ) 支部より定期個別送付分等の事務局（本部）一括個別送付の推奨による経費軽減化推進

### (4) 広告料

- イ) 支部より全国的な広告交渉の推進
  - ・掲載広告契約の30%を還元

## 2、新規啓発印刷物等の発行企画

委員会・支部会議・有識者等の検討及び助言を得て、タイムリー且つ有用な印刷物の発行を行う。

- イ) ポスター等
- ロ) 健康増進のタイムリーな小冊子、リーフの発行
- ハ) 保健指導のツールとしての印刷物等の制作

## 3、当法人の広報活動

- イ) ホームページの活用
- ロ) 改訂版法人案内の配布

#### 4、講演会及びセミナーの開催事業

- イ) 事務局（本部）主催講演会（東京開催）の定期開催実施（2～3月頃）
- ロ) 支部又は地区主催の講演会、セミナー等の開催

#### 5、教育研修会の開催

各支部における職員の技術並びに資質の向上及び人材育成と倶楽部の一体化推進のための職員研修を実施する。

- (1) 研修会の実施計画
  - ・ 当法人「研修規程」に基づく支部内研修の実施
  - イ) 支部長研修会・支部会議時に実施
  - ロ) 健康づくりのための保健指導実施者の育成研修
  - ハ) 健診技術各分野別研修（顧客も含め実施することも考慮）
  - ニ) 支部担当者別研修  
（会計担当者研修、個人情報管理担当者研修、渉外担当者研修）等
  - ホ) 事例発表研修会
  - ヘ) その他 特別研修会
  - ト) 支部職員の関係学会の加入及び学会への積極的参加推進
- (2) 「全国大会」における講演・研修及び交流の引き続き実施

#### 6、ホームページの充実

- (1) 健康づくりの啓発と知識、情報の発信及び情報公開のツールとして内容の充実を行う。
  - イ) 法に定められた公益法人情報公開
  - ロ) 当法人の活動状況の広報
  - ハ) 本支部交流の情報交換
  - ニ) 行政の情報（トピックス）等の案内、公開
- (2) 事務局及び支部のホームページの整合化
- (3) 今後の検討課題として、知識・情報の発信とツール化
  - ・ 個人と当法人との間の双方向データサービスのツール化
  - ・ 外部（個人会員）とのコミュニケーションツール化
  - ・ ペーパーレスの情報（保健指導等）の媒体としての活用
- (4) ネットワークを通じて、事務局、支部間の情報共有化

## Ⅱ 調査研究事業

### 1、老人保健調査研究事業（厚生労働省老人保健増進等事業）

#### (1) 事業名

「軽症うつ病の早期発見のための1次および2次スクリーニングの開発」

#### 実施の主な目的

##### ①軽症うつ病の早期発見のための1次スクリーニングの開発

健診で用いる高齢者における軽症うつ病の簡便な1次スクリーニング問診票を開発

##### ②軽症うつ病の早期発見のための2次スクリーニングの開発

1次スクリーニング問診票でスクリーニングされた高齢者に対して、医師受診を進めるかどうかを判断するための看護師らが行う2次アセスメント方法を開発

国庫補助協議額 15,000,000円

### 2、健診結果データの統計と解析調査研究事業・・・第三次

当法人では年間延べ約100万人を超える国民の各種健診を実施している。これらの健診結果や問診データを学術的、疫学的に集計、解析することによって、今後の健康診断・特に保健指導、ひいては個々人の健康づくりの指針づくりに役立たせることが出来る。

従来、分散していた各支部の健診結果を集計、解析しそのデータを関係官庁・健診実施者及び受診者等に配信し、国民の健康づくりの指針づくりに寄与したいと考える。

#### (1) データ分析検討会の拡大、充実化を推進

外部専門有識者、解析専門家等との検討案に基づく支部診療所長及び指導医師との検討会実施

#### (2) コア様式の統一（今後のデータ収集と分析の容易化）推進による具体案の検討

#### (3) 個人情報保護法の例外事項を整備し、具体的集計作業に基づく報告の取りまとめ

#### (4) 判定・データ及び様式の支部間差の改善を推進する

- (5) 基準値のデータ補正を実施し統一化を図る
- (6) 地域別、事業所別、業務種別、性別など各種統計解析を行い、事業所・自治体及び個人の健康状態を把握し、分析情報に基づく保健指導のレベルアップに活用出来るようにする
- (7) 学会発表・学術誌投稿や関係省庁検討会報告及び内部検討資料として活用を図る

### 3、「巡回健康診査機関機能評価機構」事業への助成

当機構は、平成 15 年発足以来、当法人の自主的精度管理と適正機能の評価機関として活動し、平成 21 年度には認定更新に係る調査を行い、巡回健康診査機関機能評価認定を実施した。

発足以来 7 年間、一定の成果を得ているが、本年は更なる充実と顧客への周知、並びに従事者の資質向上を図り、同時に当機構のあり方、運営及び組織体制について見直しを実施し、日本人間ドック学会と本精度管理における検討会を発足し、新たな時代の巡回健診の機能評価を推進することにより、質的向上に寄与する。

- (1) 継続事業における会議の開催
  - イ) 評議員会
    - ・ 認定期間中の書類審査結果に対する審議
    - ・ 当機構のあり方、運営及び組織体制の見直しの検討
  - ロ) 調査指導委員会
    - ・ 認定期間中の書類審査の実施
  - ハ) 調査検討委員会
    - ・ 認定調査の充実に関する検討
    - ・ 今後の課題についての検討
- (2) 認定調査等
  - イ) 認定期間中の認定機関の書類調査の実施  
実施期間 平成 23 年 1 月～2 月
- (3) 研修会
  - イ) 各認定機関の「機能管理担当者」研修会の開催（平成 22 年 7 月開催予定）
  - ロ) 調査指導委員に対する調査実施に関する研修会の開催
- (4) 日本人間ドック学会と巡回健康診査機能評価についての検討委員会を開催（研究会）し、近い将来の評価制度への統合を検討する。

### Ⅲ 健康増進事業

#### 1、健康増進事業

総合的健康づくりの一環として、各支部において実施される健康診断を疾病予防から健康の保持増進・健康づくりのための事業をより充実させ、国民の更なる健康増進・健康づくりに寄与する。

##### 【健康増進・健康づくり事業の充実】

- イ) 栄養・食生活指導の実施
- ロ) 身体活動・運動指導の実施
- ハ) 睡眠等休養と心の健康づくり
- ニ) 禁煙の推進
- ホ) アルコールの適量コントロール

##### 【検討・研究事業】

- イ) 付加検査（例：血液さらさら健診、脈派測定 等）
- ロ) 郵送健診事業

#### 2、適正な健康診断の実施と保健指導の充実

生活習慣病予備群に対する保健指導の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのため対象者自身が健診結果を理解して身体の変化に気づき、自らの生活習慣を改善するための行動目標を設定するとともに、自らが実践出来るよう支援（行動変容の推進）し、自分の健康に関するセルフケア（自己管理）が出来るようになることを目的としている。

従って必要とされる保健指導技術及び情報の整理、効果的な指導方法が要求される。

- イ) 生涯を通じた個人の健康管理を支援するための適正な結果報告
- ロ) 保健指導の目的・意義を理解するための、セルフケアシステムの構築
- ハ) 健康診断の受診者に対する健康診断の意義と正しい健康知識や情報の提供
- ニ) 健康診断結果等の個人情報保護の徹底
- ホ) 保健指導を充実させた健康診断結果等の早期報告

##### (1) 健康管理担当者への積極的な支援と協力

一般の定期健診や生活習慣病健診のみならず体力の維持増進、歯や骨などの検診、メンタルヘルス等、総合的な健康診断や保健指導の支援により、健康管理担当者との信頼関係を築き、健康管理の積極的な実施・支援・協力をしてまいります。

- 1) 「健康増進法」及び健康診査実施指針により求められる総合健康診断と保健指導の推進
- 2) 健康増進に関する資料や情報の提供

(2) 健康増進事業

| 健康づくり    | 実施予定支部数 | 対象団体（件数） | 対象人数  |
|----------|---------|----------|-------|
| 特定保健指導   | 13      | 64       | 2,016 |
| 体力測定     | 4       | 6        | 1,290 |
| メンタルヘルス  | 2       | 4        | 500   |
| 運動指導     | 2       | 9        | 420   |
| 食生活・栄養指導 | 1       | 6        | 30    |
| 食育指導     | 1       | 10       | —     |
| 禁煙指導     | 1       | 5        | 200   |
| 健康教室     | 3       | 9        | 646   |
| 健康相談等    | 3       | 40       | 605   |
| 合 計      | —       | 153      | 5,707 |

| 講演会・セミナー               | 実施支部数 | 件数 | 対象人数  |
|------------------------|-------|----|-------|
| 生活習慣病予防、メンタルヘルス、健康づくり等 | 10    | 27 | 4,310 |

| イベント         | 実施支部数 | 件数 |           |
|--------------|-------|----|-----------|
| 健康まつり、産業まつり等 | 5     | 10 | 参加及び協賛、後援 |

(3) 健康診断事業

|         | 実施予定支部数 | 対象団体（団体） | 延人員（人）    |
|---------|---------|----------|-----------|
| 特定健診    | 9       | 666      | 108,700   |
| 住民健診（※） | 6       | 34       | 81,000    |
| 安衛法健診   | 17      | 7,316    | 637,000   |
| 歯科検診    | 5       | 14       | 9,380     |
| 郵送検診    | 2       | 3        | 100       |
| 骨密度測定   | 10      | 49       | 9,790     |
| 検体検査    | 5       | 42       | 10,420    |
| 学校健診    | 12      | 783      | 250,100   |
| 特殊検診    | 5       | 568      | 28,700    |
| その他     | 2       | 14       | 18,650    |
| 合 計     | —       | 9,489    | 1,153,840 |

### 3、法令の遵守

#### (1) 健康診断実施及び診療所運営の法令遵守と確認

各支部診療所及び巡回健診診療所の運営は、医療法及び関連法規・法令等を遵守しなければならない。

当法人は、機能評価機構の「精度管理調査」上でもチェックされているが、細部において不備がないか確認すると共に、必要ある場合は、速やかに改善処置を講じることとする。又、廃棄物処理法、消防法、道路交通法や労働基準法など必要な遵守体制を講じることとする。

#### (2) 個人情報保護法の対応

「個人情報の保護に関する法律」は、医療事業者として特に重要且つ重大なことであり、その遵守と完全実施のため、当法人の「個人情報保護規程」「個人情報保護方針」を基に、各支部においても個人情報取扱い管理の適正化のため、徹底した体制づくりに努力し、認定取得後の体制の整備強化と実施状況の確認及び職員への徹底を進め、更に、全支部一本化した「個人情報取扱事業者保険」に継続加入し、万全を期することとする。

### 4、技術向上のための対策事項

当法人が実施する健診事業のみならず、保健指導事業及び健康づくり事業に関する技術の更なる向上を目指し、以下の対策を実施する。

- イ) 関係学会の研修等への参加
- ロ) 診療所長会議の開催
- ハ) 情報システムの整備検討の推進
- ニ) データ及び判定の標準化検討推進
- ホ) 学術・技術の広報活動
- ヘ) 健診マニュアルの再チェック実施

### 5、渉外の充実

- イ) 全国ネットの構築と全国渉外の方法検討
- ロ) 自治体へのアプローチの推進
- ハ) 渉外担当者研修及び会議の実施
- ニ) 渉外ツールの検討

## 6、業務推進会議（支部会議・委員会活動 事務局 他）

- (1) 支部会議 5月、8月、11月及び2月開催（4回／年）
- (2) 常設委員会 現在の「総合企画委員会」「事業推進委員会」の二委員会を継続設置する。
- ・委員に必要であれば理事、外部招請（若干数）を検討
  - ・必要に応じ分科会（作業部会）を発足させ、具体案の検討を実施
- (3) 特別委員会 事業計画各論に記載された事業計画の推進及び特別事項を（臨時委員会）検討するため必要な委員会の設置を可とする。

※委員会は決議機関ではなく、討議機関であることを認識し、活発な意見交換の場として機能すべく、開催内容・方法の工夫を要する。

- (4) 事務局
- イ) 外部能力の活用（委託、提携の推進実施）
  - ロ) 当法人の運営及び事業計画推進のためのアドバイザーを委嘱

## 7、健診事業設備等助成金による整備事業

健診事業を更に充実させ、国民の健康増進に寄与するため、最先端の技術の諸設備を導入し、国民の要望に応えます。このため、以下の補助金の交付を申請いたしました。地域住民はもとより、企業・諸団体の健康づくりに役立つ健康診断、健康運動等を積極的に行い、より充実した健康診断・測定等を実施し、健康増進事業の推進を図ります。

- イ) 助成申請団体 財団法人 日本宝くじ協会
- ロ) 申請内容 デジタルレントゲン装置搭載車 1台
- ハ) 申請金額 67,725千円
- ニ) 整備金額 67,725千円



## IV 官庁・諸団体との協力・協調

### 1、「健康日本 21」運動の積極的協調と参加

21 世紀における国民の健康づくり運動（健康日本 21）の推進のため積極的に参加及び協力します。

- ・ 「健康日本 21 推進全国連絡協議会」への参加と情報交換
- ・ 啓発のための資料収集と関係者への情報提供
- ・ 当法人の事業を通じ、健康づくりの啓発と推進を実施
- ・ 自治体、団体、企業で実施する「健康日本 21」の具体的運動への協力と参加及び支援

### 2、「健やか生活習慣国民運動」に参加し国民運動を推進

新フロンティア戦略アクションプランとして、9 項目の推進する事業のうち、特に、適度に運動、適切な食生活、禁煙に的を絞った国民運動が具体的に推進されており、当法人も正式メンバーとして推進委員会に参加してまいります。

### 3、健康づくり各種イベントへの協力

県・市町村健康保健センターなどの自治体及び団体が主催する健康づくりのためのイベントなどの事業に本部及び支部がこれに協力、又は協賛し、より積極的に地域住民や職域の健康づくり運動に協力し、寄与してまいります。

### 4、関係官庁・諸団体との協調

関係官庁及び健康増進、栄養、運動、保健衛生、老人保健や福祉等の関係団体及び研究機関との連絡協調を図ると共に、情報の交換と収集を行い、当法人の事業の充実を図ります。

### 5、提携団体との共同事業

イベントの共同開催、出版物の協賛及び技術者の紹介、斡旋などの共同事業を積極的に実施します。（日本ウォーキング協会、日本栄養士会、健康・体力づくり事業財団、全国シルバー人材センター、日本酪農乳業協会 等の関連団体）

以上